

多摩市立複合文化施設等大規模改修工事

基本計画

平成 30 年 8 月

多摩市

目次

まえがき	．．． 3
計画の策定経緯	．．． 4
理念と方針	．．． 5
目指すべき将来像	．．． 6
第1章 パルテノン多摩の設立時とその後の社会状況による変化	．．． 7
1. これまで果たしてきた役割	
2. 法令等に見る、社会状況の変化	
3. 多摩市における情勢の変化	
第2章 パルテノン多摩の「機能」と「役割」についての議論	．．． 15
1. 基本計画策定委員会の整理と再生の視点	
2. 市民・多摩市議会・専門家の参画による議論と与件の整理	
3. パルテノン多摩に求められる機能	
第3章 パルテノン多摩の改修計画	．．． 23
1. 施設の概要及び対象範囲	
2. 改修の方針	
3. 工事概算・ランニングコスト	
4. エリアごとの改修計画	
第4章 パルテノン多摩再生に向けて～市民と共に～	．．． 41
1. 継続的な市民参加により実現する管理運営の考え方	
2. 管理運営計画	
3. 文化条例の議論	
おわりに	．．． 45
各種記録	．．． 47

多摩市立複合文化施設（以下「パルテノン多摩」）は、昭和 62 年の開館以来、様々な良質の文化・芸術を発信するとともに、市民の文化活動を支援し、コミュニティの醸成と多摩センター地区の活性化を含めて、多摩市の文化芸術振興の一翼を担ってきました。多摩ニュータウン内唯一の、収容人数が 1000 人を超えるホールを持ち、年間約 50 万人の集客が示す通り、多くの市民に鑑賞・発表の場として親しまれるだけでなく、小中学生が芸術に親しむ体験の場として、また成人式等の市の大規模公式行事を受け入れられる唯一の公共施設であり、多摩市の発展のシンボル施設として機能してきました。

しかしながら、開館より約 30 年が経過した同施設は、経年による老朽化が進んでおり、各種設備の故障や、建物外装の劣化による剥離・脱落といったリスクが高まるなか、一刻も早い対応により、継続的かつ安全にサービスを提供できる状態に機能を回復する必要があります。

また、この 30 年間の社会状況の変化のなかで、パルテノン多摩に対して期待される役割や機能は大きく変化しています。平成 24 年に施行された劇場法（劇場、音楽堂等の活性化に関する法律）にあらわされている「人々の共感と参加を得ることにより『新しい広場』として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能」をいかに実現し、市民により親しまれ、愛される施設とするかが、極めて重要な目標となっています。

少子高齢化の進行を見据え、多摩ニュータウン再生の機運が高まるなかで、多摩市が責任を持ってまちづくりを進めていくとき、パルテノン多摩は多摩ニュータウン及び多摩センターのシンボルであり、まちの魅力の発信基地となるべき施設です。パルテノン多摩及びその周辺地域における「再生」を具現化していくためには、これまでともまちづくりを進めてきた企業のみならず、若い人たちを引き付ける魅力あるまちとして存在する必要があります。そのため、まちの中心に文化を据え、様々な文化を通して地域の人々をつなぎ、共感を生む取り組みが不可欠です。

こうしたことから、今回の改修事業の基本計画策定に際しては、施設の劣化改修だけでなく、社会の変化をとらえた機能向上についても議論を重ね、今後も長年にわたり多くの市民の「晴れの舞台」として、また、市民の集う文化の発信拠点として、周辺施設と一体的な賑わい創出をリードできる、持続可能な「まちのシンボル」として「再生」するための計画の検討を行い、基本計画をまとめました。

基本計画策定にあたりましては、まず平成 28 年度に公募市民と専門家の参加による「基本計画策定委員会」において議論していただき、基本計画策定委員会報告書がまとめられました。その後平成 29 年度には、市民ワークショップによる市民意見、公共ホール等の専門家による意見をまとめた上で、改めて基本計画の条件整理を行い、それらを踏まえて、市議会、パルテノン多摩・周辺施設整備等特別委員会でも議論を行い、方向性を検討して参りました。この中で、新たな機能としての子育て広場や、並行して準備を進めている図書館本館との連携など、施設の価値をより高め、ひいては多摩センターの活性化にもつなげる新しい枠組みも生まれてきました。このように、本基本計画は、「計画の策定経緯」にもあるように、市民・市議会・行政・専門家が様々な視点で議論を重ね、検討されてきた成果を示すものであり、策定にご尽力いただいたすべての方々に感謝申し上げます。

多摩市長 阿部 裕行

計画の策定経緯

[H28. 3]

改修方針

施設の劣化を回復させるだけでなく、文化芸術の振興や多摩センター活性化に寄与できるよう「再生」する

改修事業を進めるに当たっての条件

- ・ 総事業費の可能な限りの削減
- ・ 多摩センター地域全体の更なる活性化につなげる工夫と市民への説明
- ・ 市民および多摩市議会との情報共有および意見の反映

多摩市議会の附帯決議

平成 28 年度

計画の根幹

[H28. 7 – H29. 2] 基本計画 策定委員会

学識+市民

- ・ 施設の理念と方針
- ・ 目指すべき将来像
- ・ 施設に求められる機能、役割
- ・ 施設の課題
- ・ 改修の方針、ポイント

[H29. 2] 報告書

基本計画の根幹

市民意見を広く聴く

無作為抽出アンケート

シンポジウム

市民説明会

パルテノン多摩利用者懇談会

できるだけ多くの人たちとの共通理解のもとに進めるために…

平成 29 年度

市民・専門家・多摩市議会により、必要となる改修項目が具体化

[H29. 5 – H30. 3] パルテノン多摩・周辺施設整備等特別委員会

- ・ 新たに必要となる機能として、子育て広場が提案された
- ・ 新しく建設予定の図書館本館との多様な連携の必要性が示された
- ・ 多摩中央公園の一体的な活用の必要性が示された

新たな機能と新たな価値

[H29. 6 – H29. 7]

市民ワークショップ

市民の考える方向性の意見

- ①市民協働の運営
- ②イノベーション創発の場
- ③市民が立ち寄り、出会いの場
- ④話題となる思い出のできる場所

施設の使い方のアイデア

「ふらっと寄れる」「多世代が交流する」「建物まるごとカフェ」等、改修後のパルテノン多摩に必要な機能が具体的に示された

施設の使い方のアイデアや求める場の具体化

[H29. 5 – H29. 8]

専門家による与条件整理

- ・ 市民ワークショップで出された施設の利活用イメージを空間、機能イメージに反映
- ・ 多摩センター地区活性化に関する提案が示された
- ・ ホール実務家、専門家ヒアリングから必要な機能、与条件の整理

30年使う施設にするための条件

基本計画

策定委員会の整理した報告書を骨格とし、それに多くの市民・専門家・多摩市議会の議論を取り入れた成果

理念と方針

パルテノン多摩は、「市民の自主的な文化活動の場を提供し、文化の普及及び振興を図り、もって地域の発展に寄与する」（多摩市立複合文化施設条例）ために設置された施設ですが、それを実行するにあたっての基本的な考え方が必要であると考えました。それは、施設運営の理念・方針であると同時に、施設のあり方を考える時の拠り所にもなるものであり、今度の改修にあたって、その方向性を考える上で大切なものであると考えます。

基本理念

文化芸術を通して、みんなが喜び、
つながり、まちの魅力を創造する

基本方針

(1)豊かな文化芸術を、鑑賞し・創造する楽しさや喜びを実感する場所づくり

- ・質の高い魅力的な文化芸術に、誰もが気軽に接し、楽しめる
- ・多くの市民が自らの創意を高め、活動をともし、文化を生み出すことができる
- ・未来の担い手である子どもたちや、子育て世代の活動を積極的に支援する

(2)文化芸術を通じた新しい広場・まちの広場づくり

- ・誰でも参加できる幅広い文化芸術を通じて、健康で心豊かな地域社会をつくる
- ・多摩市の内外から人々が集まり、まちに賑わいや憩いを生み出す広場をつくる
- ・世代を超えて地域の人・歴史と出会い、つながり、次世代に文化芸術を伝える

(3)多様な人々が集い、交流し、賑わうことを通し、未来に向けた地域づくり

- ・人々が買物や公園の散歩のついでに気軽に立ち寄り、また来たいと思える環境をつくる
- ・市民の一人ひとりが、個性や特技・趣味を生かして活動し交流する
- ・公園や図書館、駅や商業施設と連携し、長期的にまちとつながることで地域を活性化

目指すべき将来像

多摩ニュータウンのまちづくりを進めていく上で、パルテノン多摩は常にその核を成す施設です。今後も「憧れの晴れ舞台」であり、日常的に人々が集う文化の発信拠点として親しまれ続けてほしいと考えます。今回の改修でも、単なる劣化改修だけでなく、文化芸術の振興や多摩センター活性化に「まちのシンボル」として継続的に寄与できるよう、施設の価値を「再生する」視点を加わることが重要です。具体的には、設備の劣化改修や施設機能の弱点を改善することに加えて、施設への新しい市民ニーズに応える従来に無かった機能を付加する改修が必要です。

市民に親しまれる新しいパルテノン多摩への再生に向けて、今回の改修事業の過程で市民・専門家・行政が幅広く意見を交換し、市民が世代を超えて積極的に施設計画・運営に関わる、新世代の地域文化創造拠点づくりが求められています。

■文化芸術の鑑賞に加えて、市民の創造活動を支援し、市民自らが地域の文化を高める場とすることを目指します

文化芸術がもたらす「心の豊かさ」の重要性を認識し、鑑賞することで感性を高め、創造により表現を磨くことができる場とします。

また、交流を生み出しながら人と社会のつながりを豊かにし、市民がお互いに文化芸術の意欲を刺激し創造活動を活発化することを目指します。

■今まで以上に多くの市民が様々な使い方を発見し、まちの魅力を創造する文化施設を目指します

多摩市の文化・歴史を継承するだけでなく、市民の創造活動がお互いに見え・触れ・体験できるような文化芸術による出会いの場とします。市民参加型や市民提案型の事業の充実した運営が行われ、市民による日常的な創造活動も、主体的にはたらきかけ、事業化することができる施設を目指します。

■文化芸術の創造・交流の場として、日常的にまちの賑わいを生み出すような管理運営を目指します

多摩センター駅や近隣施設、多摩中央公園等の恵まれた立地を活かし、市民が立ち寄りやすく、居心地よく滞在し、様々な人々が自然に交流できる場とします。文化芸術への関心を持つ市民にとどまらず、より多くの市民が利用し、幅広い参加が得られるよう、施設内外の各所で、毎日様々な活動が展開され、ここを核としてまちへ賑わいがどんどん広がっていくような施設を目指します。

第1章 パルテノン多摩の設立時とその後の社会状況による変化

1. これまで果たしてきた役割

パルテノン多摩は、ホールや博物館やギャラリー等で構成された多摩市のみならず圏域を代表する複合文化施設です。「人と人」「人と文化」「人と都市」をネットワークで結び、優れた音楽・芸術の発表・鑑賞の場として親しまれ、開館以降「文化の殿堂」となるべく、『心のゆとりと豊かな人間性をつちかう市民文化のまち』を具体化する核となる施設であり、新たな文化の創造と伝統の醸成に資するもの」としてあり続けました。

今もなお多くの市民に鑑賞・発表の場として親しまれ、成人式等の市の大規模公式行事を行える唯一の公共施設となっています。大・小ホールでは、プロフェッショナルな舞台芸術が自主事業として積極的に行われており、上質な舞台芸術の鑑賞を可能としてきました。その他に、小劇場の演劇祭など発信性や先進性のある事業を実施しており、市民による質の高い実演芸術を上演しつづけてきた、多摩市の文化の発信基地であるといえます。また、博物館では、これまでの多摩市の郷土資料や文化財収蔵を行うとともに、講座の開催やアウトリーチ活動等により、市民文化の育成と振興に寄与してきました。

2. 法令等に見る、社会状況の変化

パルテノン多摩が開館してからこの30年程度の間には劇場・ホール等に関する環境は大きく変化してきました。1点目は、文化芸術の意義や劇場、音楽堂等施設の社会的役割・位置付けに関する法令です。劇場、音楽堂等は、図書館法（昭和25年制定）や博物館法（昭和26年制定）等に比べても、その法的根拠が不明確であったとされますが、ようやくそれが整ったことで、あるべき姿が明らかになってきました。これに関連し、地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）が改定され、いわゆる指定管理者制度が導入されたことも大きな転換をもたらしました。2点目は、建築に関する法令の改定です。来るべき大規模震災に備えて、建築物の構造を安全なレベルに高めること、また従来構造的な配慮に欠けていた劇場客席天井等の崩落事故に対する反省から、十分な耐力を持つよう基準を設けたものです。そして、3点目がバリアフリー化に関する法令です。誰もが障壁を感じずに等しく社会参加できるようにしようとする流れは、いわば当然のことだと考えられます。改修にあたっては、これら法的な拠り所をベースとして計画していくことが求められます。

(1) 劇場、音楽堂等の社会的位置付けに関する法令制定

前述したように、同類の文化施設である図書館や博物館は、戦後いち早く法制面でその位置付けが行われましたが、劇場、音楽堂に関しては、明確な規定のないまま整備されてきました。そのような経緯の反省から、文化芸術振興基本法が平成13年に定められるところとなり、続いて、平成24年「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（通称：劇場法）、翌平成25年には「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取り組みに関する指針」が告示されています。これらにより、劇場、音楽堂の役割も明確に整理されました。すなわち、これまでの社会教育的な鑑賞、貸館を中心とした運営からの脱皮が求められ、パルテノン多摩も、従来の「質の高い芸術の提供」を中心とした、いわゆる「文化の殿堂」としての役割だけにとどまらない、地域コミュニティの創造・交流の場となっていく必要があります。

①平成 13 年 12 月 文化芸術振興基本法

国の文化施策として始めて整備された法令で、自治体や民間の文化芸術活動を積極的に支援していくことが掲げられ、各自治体が国との連携を図りつつ、「自主的かつ主体的に」地域の特性に応じた文化政策を展開していく責務が明記されています。

(文化芸術の効果) (以下抜粋)

総則 文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。

②平成 24 年 6 月 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 (略称「劇場法」)

劇場、音楽堂等を「文化芸術を継承、創造及び発信する場であり、人々が集い、感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、ともに生きる絆を形成するための地域の文化拠点」、「国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在」と位置づけ、その活性化に対して国や自治体は責任があることが明記されています。

(劇場、音楽堂の役割) (前文要点)

ア)人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々がともに生きる絆を形成するための地域の文化拠点

イ)個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることで心豊かな生活を実現するための場

ウ)「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える

エ)国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなる

オ)創られ、伝えられてきた実演芸術を守り、育てていくとは、今を生きる世代の責務

カ)事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく

キ)団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む

ク)短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行う

③平成 27 年 5 月 文化芸術の振興に関する基本的な方針 -文化芸術資源で未来をつくる- (第 4 次基本方針)

「文化芸術は、社会包摂の機能を有し、成熟社会における成長の源泉、地域の愛着の深化、周辺ビジネスの波及効果、将来世代のために継承すべき価値といった社会的便益 (外部性) を有する公共財である。」このような認識の下、従来社会的費用として捉える向きもあつた文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉え直すとされています。また、文化芸術は、その性質上、市場のみでは資金調達が困難な分野も数多く存在し、その発展を促すためには公的支援を必要とし、厳しい財政事情にも照らして支援の重点化等により文化芸術活動を支える環境づくりを進める必要があると提言されています。

④平成 29 年 6 月改正 文化芸術基本法 (平成 13 年 12 月策定)

国の施策として自治体や民間の文化芸術活動を積極的に支援していくことが掲げられ、各自治体と国との連携に加え、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性

に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体と、家庭及び地域における活動の相互の連携も図られるよう配慮されなければならないとされています。また、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策とその有機的な連携が図られるよう配慮されなければならないとされています。以上の基本理念に則り、地方自治体は上記の基本理念に則った施策実施の責務があります。更に地方文化芸術推進基本計画策定が努力目標として「自主的かつ主体的に」地域の特性に応じた文化政策を展開していく責務が明記されています。

⑤平成 30 年 3 月閣議決定 文化芸術推進基本計画 -文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる-

新しい文化芸術基本法の下、文化芸術が持つ本質的及び社会的・経済的な価値を「地域社会の基盤を形成するもの」、「質の高い経済活動を実現するもの」、「人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの」、「世界平和の礎となるもの」と捉え、文化芸術の継承、発展及び創造に「活用・好循環させ」、「文化芸術立国」の実現を目指し、各地方公共団体においても、地方文化芸術推進基本計画の策定に努めるなど、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策のより積極的な推進に努めることが明記されています。

また、今後の文化芸術政策の目指すべき姿として、劇場・音楽堂等、博物館、文化財などの活用のあり方についても明記されています。

- ・ 劇場・音楽堂等、美術館、博物館、図書館などは、これまでの役割に加えて、教育・福祉・医療機関等と連携しながら、様々な社会的課題を解決する場としての役割を果たすことが求められています。
- ・ 文化財については、地域資源として効果的な投資を行い、積極的・戦略的に保存・活用し、地域経済の活性化等を進めることで、文化財の更なる保存と活用に生かす好循環を創り上げることが求められています。

(2)劇場、音楽堂等に関連した建築に関する法令改定

阪神・淡路大震災（平成 7 年）、東日本大震災（平成 23 年）、熊本地震（平成 28 年）など、我が国における記録的な大地震は決して少なくありません。4つのプレートがぶつかり合うところに位置する日本列島は、どこで・いつ地震が起きても不思議でないという認識に立って、大規模な地震に対して建築物を安全に保つ必要から、近年以下のような法改定が行なわれました。

①平成 25 年 11 月 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（通称：改正耐震改修促進法）

現行の耐震基準（昭和 56 年）に対する耐震化率が、平成 20 年時点で住宅：約 79%、不特定多数が利用する建築物：約 80%で、平成 20 年までの達成目標よりも約 2%マイナスの状況です。南海トラフ巨大地震や首都直下地震が起きた場合は、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することが確実視されていたことから、早急に耐震改修を進める必要があり改正されました。

②平成 26 年 4 月 安全上重要である天井および天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（特定天井）建築基準法施行令の一部改正

東日本大震災において、劇場、音楽堂、体育館等広くて高い吊り天井部材が損傷、脱落したことを重く見て、そうした天井面に対して、天井脱落対策に係る基準が新たに定められました。新築建築物等への適合を義務付けることだけでなく、既存建築物に対しても、何らかの対策を実施することを求めています。特に、早急に改善すべき建築物として、劇場、公会堂等をあげています。

③平成 26 年 6 月 建築基準法の一部（第 12 条：定期報告制度に関する内容）を改正する法律

従来、広い面積の天井の点検調査における判断基準は、天井の耐震対策の有無を見るものであったのに対して、天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があるかどうか、場合によってはレーザー距離計等を用いて計測するというように厳格になりました。

④平成 27 年 4 月 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（建築基準法施行規則一部改正）

多数の死者が出た火災事故において、被害が拡大した要因の一つとして、建築物が適法状態のままで適切に管理されていなかったことを踏まえ改正されました。その内容は建築各部位の全般にわたり、従来からの定期点検をより強化したものとなっています。

(3) バリアフリー等に関する法令制定・改定

バリアフリーは、建物においては個別の問題として扱われますが、その精神は建物、地域を越えて広く世界につながる課題であると考えられます。人が行き来することを考えれば当然であり、このため、以下で取り上げている法令も生活圏全体を扱っています。また、施設や建築物等におけるバリアフリー化にとどまらず、私たちひとり一人の中にある意識の課題をも改革していく必要性を訴えています。本計画においても、一施設の課題としてだけでなく、公園、歩行者専用道路、駅等とも関連する面的な広がりの中で考える必要があり、誰もがアクセスしやすく参加・利用できる施設として再生するため、最大限の手立てが求められています。

①平成 18 年 6 月 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

高齢者や障がい者等が日常的な生活を行う上で、自立した生活環境を確保することを目的として、旅客施設、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等に対して、バリアフリー化基準(移動等円滑化基準)への適合、努力義務を求めています。駅を中心とした地区や、高齢者や障がい者等が利用する施設が集中する地区(重点整備地区)において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置等を定めています。この法の意図は、そうした物理的な改善とともに、人々の心のバリアフリー、すなわちバリアフリー促進に関する国民の理解・協力を促すことでもあります。この新法制定に伴い、従前のハートビル法と交通バリアフリー法は廃止されました。

②平成 18 年 12 月 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

本施行令及び要綱では、特定旅客施設、道路、公園施設、建築物等の上記バリアフリー法でバリアフリー化促進が求められる施設の具体的規模、内容を明らかにしています。劇場や博物館もそれに該当し、パルテノン多摩も対象となります。

③平成 18 年 12 月 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例

(通称：建築物バリアフリー条例) 改正

バリアフリー法第 14 条第 3 項に基づき、高齢者、障がい者等が利用しやすい建築物の整備に関して東京都が定めたバリアフリー化に関する基準です。バリアフリー法で定められた対象建築物の範囲を広げ、整備基準を強化することでバリアフリー化推進を図っています。基準内容は、廊下、傾斜路、便所、子育て支援環境の整備等具体的かつ多岐に及んでおり、改修に際しこの基準に適合する必要があります。

また、多摩市においても、建物・道路・公園など、多くの方が利用する一定規模の施設について、「多摩市福祉のまちづくり整備要綱・整備指針」に基づいたバリアフリーの環境づくりを推進しています。

④平成 28 年 4 月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(通称：障害者差別解消法)

国連が定めた「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法整備の一環として制定されました。障がい者でも等しく社会に参加できるよう差別的扱いをなくし、またそれを防止するための啓発を促すとともに、社会的障壁を取り除くことを求めています。

3. 多摩市における情勢の変化

(1) 多摩市における文化振興についての法的取組み

多摩市では、文化芸術振興基本法（平成 13 年 12 月）を受けて、「多摩市における文化芸術振興方針」を市長決定しています。そこでは、目的や基本理念と目標とともに、以下のとおり市の役割とパルテノン多摩の活動方針についても言及しています。

平成 21 年 12 月 多摩市における文化芸術振興方針（以下要点を抜粋）

(市の役割と責務)

- ア) 市民の主体的で日常的な文化活動を支援する。
- イ) 優れた文化や芸術に身近に触れ、親しめる機会を提供する。
- ウ) 文化を通じた多摩市の魅力を発信する。
- エ) 将来を見据え、市民と一緒に取り組みを進める。
- オ) 歴史・文化の保存と継承の機会を保障する。

(多摩市文化振興財団の役割)

- ア) 優れた文化芸術を提供し、文化を振興
- イ) 文化芸術を通じた、都市の活性化、コミュニティの醸成
- ウ) 市民の文化活動を支援
- エ) 資史料の保存、公開
- オ) 参加・体験事業
- カ) 他機関との連携

(2) 多摩市の状況

本市における現在の人口構成から、今後は国と同様に人口減少に向かい、急速な高齢化が国を上回る水準で進行することが予測されています。人口構成の変化に伴う、歳入に大きな割合を占める市民税の減少や、福祉関係経費の増加に加え、一時期に集中して整備された、ニュータウンの高水準な都市基盤や公共施設の更新時期が重なってくるなど、今後も厳しい財政状況が続くものと想定されます。このような課題がある中で、行財政改革と公共施設の見直しに取り組み、持続可能なまちづくりを目指しています。

① 多摩ニュータウンの生活基盤と都市基盤

多摩ニュータウンは、歩車分離された安全な道路環境をはじめ、計画的に整備された都市基盤やみどりのネットワークなど、安心して散策や買い物ができる生活環境が整っていることが特徴です。のびのびした遊歩道や緑豊かな多摩中央公園には近年子育て世代が他地域から数多く訪れています。一方で、短期間で集中的に開発されたニュータウン特有の課題として、高水準に整えられた都市基盤や公共施設も、開発から40年以上が経過し、様々な局面で老朽化に直面しており、大規模改修や更新の時期を迎えています。

② 人口構成の変化と税収減

少子高齢化によって人口構成が変化（生産年齢人口が減少）しており、中長期的には、社会保障費の増大と税収の減少が見込まれます。特に多摩市は急速な高齢化が国を上回る水準で進行することが予想されており、つまり持続可能なまちの人口動態に近づけるためには、若い世代の転入を促すことが必要であると考えられます。

③ 多様化するライフスタイル

多摩ニュータウン開発期は都心に通勤する住民のベッドタウンでしたが、近年働く場が首都圏だけでなく市内及び近隣の広域にわたっており、生活圏が市内にも及んでいるために、より地域に根差した市民活動が潜在的にあるとも考えられます。単身世帯やひとり親世帯の増加といった社会現象や、近年では多摩市に訪問、在住する外国人が増えていることも多文化共生社会の実現のため、彼らの居場所と市民同士の交流が求められています。

④ 周辺施設の状況

多摩市内では、パルテノン多摩建設後、関戸、永山の両公民館、各地域のコミュニティセンターなど、市民の文化・学習活動の場が充実し、多くの市民文化活動が生まれると共に、それら施設の役割分担のもと、多くの団体が、全国に多摩の市民文化を発信するようになるまで成長してきました。パルテノン多摩建設後につくられたこれらの施設との差別化、棲み分け、連携体制を明確にする必要があります。

また、周辺地域（パルテノン多摩から15km以内）の状況として、公立文化施設は26施設、そのうち最大ホール座席数1000席以上を有する施設は、パルテノン多摩を含め11施設あります。パルテノン多摩と同規模の施設としては、府中の森芸

術劇場や相模原市立文化会館、相模原市民会館、八王子市民会館、立川市市民会館、調布グリーンホールなどがあげられ、昭和 62 年の開館時よりも交通網が発展し、これら文化施設の多くが鉄道沿線に立地しており、利用者の商圈も重なるため、公共ホールとして地域の住民が集い、活動する場が充実してきていることがわかります。



図：多摩市周辺地域における公立文化施設

(3) 他の行政計画との関係性

①第五次多摩市総合計画第2期基本計画（平成23年4月策定・平成27年4月更新）

本計画において、パルテノン多摩は「新しい文化の創造と発信」を実現するために「引き続き質の高い文化・芸術を市民に提供するとともに、文化芸術活動を支援し、市民文化の創造と発信を推進」すると方向付けられています。「暮らし続けたい・暮らしてみたい多摩」を発信することで、持続可能なまちづくりを推進するためにパルテノン多摩が寄与していくことが求められており、このことが本計画の基本理念に込められています。

施設更新の方針については、『ストックマネジメント計画』の推進により将来にわたり、公共建築物等がより少ないライフサイクルコストで適切かつ効率的に管理・保全されることを目指すことが定められています。

②多摩市都市計画マスタープラン(平成25年改定)

本計画においてパルテノン多摩の位置する地域（落合、鶴牧、南野2・3丁目）の基本的な方向性を「多摩市の顔となる『広域拠点』としてのにぎわいの創出」と示されています。この地域の公共施設は、そのバリアフリー化などにより、より人が訪れたいくなる環境づくりの推進が求められています。また景観づくりの方針は「多摩センター地区のシンボルであるパルテノン大通り沿いでは、風格のある景観を形成し、これと直行するペDESTリアンデッキはにぎわい軸としての景観形成を誘導」としてしています。このことから、パルテノン多摩が多摩市のシンボル施設として、賑わいの創出などの役割を果たすことが求められていると考えられます。

③多摩市公共施設等総合管理計画（平成 27 年 11 月制定）

本計画は、全国で公共施設の老朽化に伴う悲惨な事故が報告される中で、市が所有する建築物や都市基盤施設について、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に実施し、財政負担の軽減化と平準化を図るとともに、将来のまちづくりの実現に寄与することを目的に策定されました。パルテノン多摩は本計画における対象施設となっています。

「維持管理・修繕・更新等の実施方針」として建築後、概ね 30 年で大規模改修を実施し、その時期の要求水準にまで施設機能を引き上げ、安全性と機能性の確保に必要な内容とすることとしています。そのほか、「安全確保の実施方針」「耐震化の実施方針」「長寿命化の実施方針」を定めています。

④多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム

（平成 25 年 11 月策定・平成 28 年 11 月更新）

本プログラムは、「第五次多摩市総合計画」を最上位の計画とし公共施設の施設総量等の見直しを推進するプログラムです。本プログラムにおいてパルテノン多摩は「市民の文化芸術を振興するだけでなく、年間 50 万人を越える集客による経済効果や、企業を引き付け、あるいは若い世代を引き付けることによる多摩センターのにぎわい創出、更に地区の活性化による税収基盤確保の牽引役としても重要な位置づけ、役割を持つ施設」として平成 29 年度から平成 31 年度にかけて実施設計及び改修工事を行う旨が示されています。

なお、平成 25 年 11 月策定時は大規模改修をする上で、PFI 手法等の検討も行いましたが、直接市が工事する場合のメリットが大きいことが確認でき、そのことは平成 28 年 11 月の更新で述べられています。

⑤第二次多摩市地球温暖化対策実行計画 公共施設編

（平成 24 年策定・平成 30 年見直し）

本計画は『地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条 1 項』に基づき、市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を削減するための具体的な取組みを定めたものです。パルテノン多摩を含む、市が管理する全ての公共建築物を対象としており、照明設備・空調設備・給湯設備の高効率化、その他設備等で省エネ化の推進等の取組み項目を定めています。

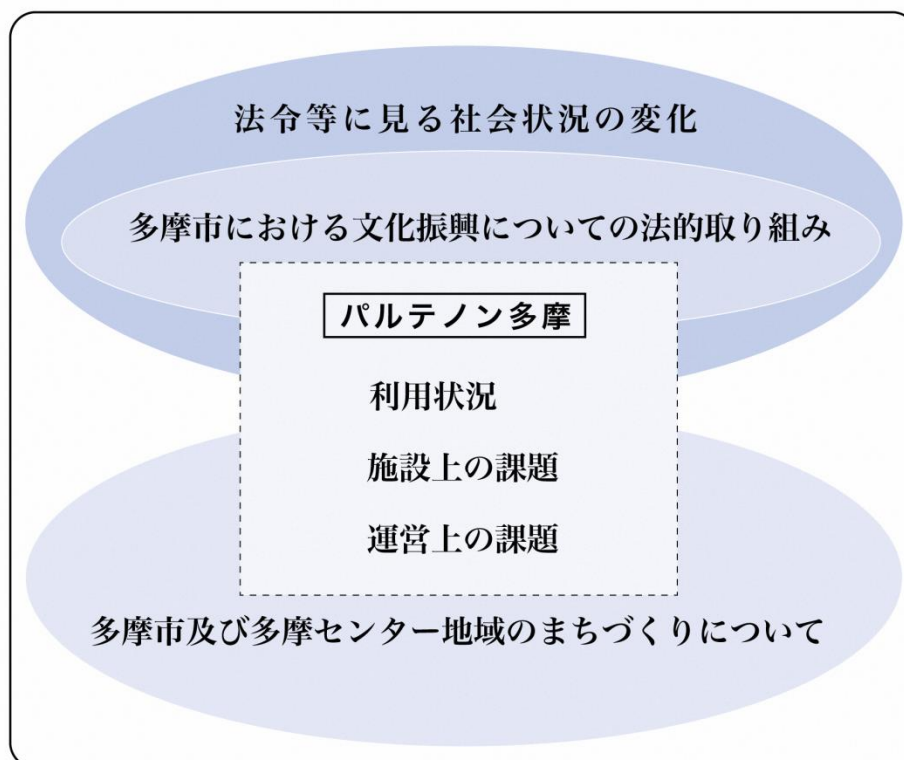
第2章 パルテノン多摩の「機能」と「役割」についての議論

1. 基本計画策定委員会の整理と再生の視点

基本計画の策定にあたり、幅広い市民等の意見を反映することを目的に、学識3名、公募市民5名の計8名からなるメンバーの基本計画策定委員会を設置しました。平成28年7月より全10回に渡り、今後のパルテノン多摩の理念・方針や改修の方向性、市民参画のあり方や文化芸術振興条例に関することまで、幅広い視点から議論が展開されました。それらの議論が平成29年2月に「基本計画策定委員会報告書」としてまとめられ、市に提言されました。

(1) パルテノン多摩の「役割」についての議論

多摩市文化振興財団が平成27年4月にまとめた「多摩市立複合文化施設(パルテノン多摩)老朽化の状況と運営リスクに関する報告」では、近年の修繕履歴と施設老朽化の具体的状況が写真入で解説され、改修の緊急性を訴えています。また、先に定められた「多摩市立複合文化施設改修方針」(平成28年3月)の「VII. 施設の劣化状況」と「VIII. 劣化対応以外の水準(舞台を除く)」には、建築の部位や設備ごとにより細かな状況とそれに対する所見が報告されています。そして、それに基づいて施設の「VI. 施設課題と基本方針」が示されています。もちろん、世界全体で温室効果ガス排出削減問題に取り組んでいる中で、建築を短いサイクルで更新していくことは慎むべきことであるので、改修で施設の長寿命化を図ることを前提に議論が重ねられました。基本計画策定委員会では、そうした施設の劣化状況を理解した上で、もう一步踏み込んで、以下のようなパルテノン多摩を取り巻く環境を整理し、それぞれの視点から議論が行なわれました。



図：策定委員会で議論された視点の関係性

(2) パルテノン多摩の再生にあたっての視点

1 点目は、文化芸術施設としての核づくりです。魅力的な文化芸術活動に出会い、創造の喜び・楽しさを実感できることは、この施設にとって核となるものであり、それを保障する運営と施設改修が求められています。

2 点目は、文化芸術を通じた新しい広場・まちの広場づくりです。音楽やダンス、演劇等の舞台芸術は、心を豊かにするものとして理解されますが、同時にからだづくりにも通じるものです。つまり、心身両面から人を育ててくれるものとして見るならば、より広い価値・意義を認めることができます。そうした側面を生かしていくことが今後ますます重要になってくると考えられます。特に、社会的に弱い立場にある人や社会とつながりを持っていない人たちが、少しずつ社会参加できる場をつくることができます。それは、心のバリアフリー化にもつながると考えられます。

3 点目は、人々の居場所づくりです。特技や趣味等を生かして他者との交流を持ちたいと考えている人たち、地域社会に貢献したいと考える人たち、特に文化芸術に関心があるわけではないけれど、子どもとちょっと出掛けてみたいなどと思っている人たち、買い物や散歩ついでにちょっとくつろぎたいなどと思っている人たち、そうした人たちの受け皿、居場所となるために、施設に立ち寄りやすく、そこにいることが心地良いと感じられ、新たな文化芸術との出会いや多世代交流を促す場所、またそのような運営を目指す必要があると考えられます。

パルテノン多摩は、都市計画で計画的につくられた歩車分離のネットワークにより〈駅—商業エリア—パルテノン多摩—多摩中央公園—市立図書館本館〉を安心して散策できる環境に位置しています。その利を生かして、これらの結節点となり、まちとつながる要の場になることもできます。

そうした様々な活動・場所が連鎖して、これまでなかった「新しい広場」が生まれる可能性を持っています。まちとつながり、未来につながる場所に生まれ変わることにより、「文化芸術を通して、みんなが喜び、つながり、まちの魅力を創造する」パルテノン多摩として再生できると考えています。

2. 市民・多摩市議会・専門家の参画による議論と与件の整理

パルテノン多摩の改修関連予算が多摩市議会で議決される際に、執行に当たっては「総事業費の可能な限りの削減」「多摩センター地域全体の更なる活性化につなげる工夫と市民への説明」「市民および市議会との情報共有および意見の反映」の3点を内容とした附帯決議がなされました。このことを踏まえ、パルテノン多摩の閉鎖期間を最小限に留めることを念頭に置きながら総事業費圧縮に向けて検討を重ね、公募市民と専門家の参加による「基本計画策定委員会」において議論を進めると共に、市民説明会、無作為抽出アンケート、シンポジウムの実施など、附帯決議を履行すべく取り組みを進めました。

また、平成29年度は、市民ワークショップによる市民意見、公共ホール等の専門家による意見をまとめ、基本計画の条件整理を行い、市としての基本計画の考え方についてまとめました。また、多摩市議会においても、パルテノン多摩・周辺施設整備等特別委員会（平成28年12月から平成29年5月までは、パルテノン多摩改修問題特別委員会）を設置し、改修についての議論を重ね、パルテノン多摩の価値向上に向けての提案がな

されました。これらの活動によってまとまった、「基本計画策定委員会報告書」、市民ワークショップや専門家等の意見をまとめた「アドバイザー業務報告書」、「パルテノン多摩の改修概要（案）」、「市議会提案検討図」、等をもとに、本基本計画をまとめました。

(1) 市民ワークショップ

市民ワークショップでは、イメージや目指すべき方向性だけでなく、具体的な施設空間とその機能にいたるまで、様々な立場を超えて「市民参加」による成果が生まれました。具体的には、憧れの晴れ舞台であると同時に、普段使いの居場所を求める声が多数上がり、策定委員会報告書の理念と方針が結果として支持されたこと、市民が事業運営にも参画する意向が強いことが判明したことは大きな成果でした。

(2) 多摩市議会

パルテノン多摩・周辺施設整備等特別委員会では、パルテノン多摩を改修して再生していくという方針が確認された他、1階、2階、4階のエリアごとに提案がなされました。具体的には、1階に、市民ボランティアのための作業・研究が行えるスペース、2階に、ミュージアムの基点となるスペースの設置と館内の様々な場所での展示の工夫、4階に、子ども青少年部と連携し運営を行う「ひろば」と小規模な相談機能を主とする取り組みの導入などです。その他、4階に多摩中央公園と繋がったアクセスを確保し、多世代の方が入れるカフェ機能は保持するといった提案もあり、周辺環境に配慮し、市民参加を重視した提案となりました。また、並行して進められている図書館本館再整備についても集中的に議論され、連携による様々な効果・成果を実現することの重要性も提案されました。

(3) 専門家

専門家からの助言としては、まず、舞台技術系実務家によって、施設設備の現状・利用状況・舞台技術の近年の動向など舞台設備を中心に検討されました。その検討に際して、全国各地のホールの館長・支配人や芸術監督、博物館、教育関係者等にヒアリングを行い、先行事例や現場視察を踏まえて、与条件の整理が行われました。また、多摩センター活性化についての整理も行われ、他自治体の取組み事例や有識者へのヒアリングから課題解決のキーワードを抽出し、多摩センター活性化の姿やその実現に向けてのプロセスに関する提案がなされました。

3. パルテノン多摩に求められる機能

基本計画策定委員会及び市民・多摩市議会・専門家による議論の経緯や、「第五次多摩市総合計画・第2期基本計画」における健幸まちづくりの考え方を踏まえて、パルテノン多摩を改修する上で必要となる与条件として、以下の通り整理しました。

(1) 施設の機能

■大ホール

- ・プロのアーティストが使うことを主たる目的としたホールではなく、市民が憧れの舞台に出演したり、舞台を裏から支えたり、様々な形で関わることができる、「市民の創造活動のためのホール」とします。
- ・市民の創造活動は、伝統的な音楽・演劇・ミュージカル・舞踊・伝統芸能などに加えて、学校の授業で取り入れられたヒップホップダンスや、PCでの編集が容易になり利用者が増加した、映像・ダンス・音楽が組み合わせられた複合的な作品等ますます多様化しています。これらの動向に対応するために、吊り物の吊換え機会や、いろいろな音響効果の提供、映像・演出照明の同時利用等が増加することを勘案した舞台設備等の改修を行うことで、「市民の創造活動を支えるホール」を目指します。
- ・文化芸術を取り巻く社会環境の変化として、ホールに行かなくとも、様々な場所や方法で文化芸術を楽しむことができる技術の進歩や、観客層の固定化・高齢化が進む中で、「実演芸術の魅力を伝えられるホール」を目指します。
- ・これまでのパルテノン多摩は、音の反射による残響時間や音の明瞭度など、音楽性能に優れているホールとして、クラシック音楽の公演を主とした事業を展開することで、その特性を活かしてきました。パルテノン多摩のホールが持つ今の特性は大切にしながらも、幅広い文化芸術に対応可能な、「誰もが快適に鑑賞できるホール」とします。
- ・今後30年間、現在のホールとしての水準を維持し、多摩地区の基幹ホールとして継続的に利用できるよう、ホールの長寿命化を目指します。

■小ホール

- ・市民に馴染みのある小ホールは、これまでの機能を維持しながら、快適性を向上し、「日常的な市民利用に適したホール」とします。
- ・大ホールと同様に、「市民の創造活動のためのホール」を目指します。

■会議室・練習室

- ・現状の課題を改善し、防音性能の向上を行うことで、利用の制限を緩和し、これまで以上に多様な活用ができる空間とします。
- ・ニーズに合わせて諸室の構成も見直し、数多くの市民が利用でき、様々な用途で使えるような運営の方法も検討します。

■オープスタジオ

- ・特別展示室の多機能化を行い、展示会、展覧会に加えて、簡易な舞台公演（150席程度）、小規模な演劇、ダンスパフォーマンス、落語等の演芸、講演会など、様々な用途に使うことができる空間とします。
- ・部屋が貸し出されていないときは、開放された、市民が自由に表現活動や練習の場として使用できる自由な空間とします。

■共用ロビー

- ・2階のロビーとホールのホワイエは、駅から来る人たちを迎える玄関として位置づけられます。仕切られた壁をなくし、一体化して日常的に市民に開放されるフリースペースとすることで、ホールでの催事がない日でも有効に活用し、まちの賑わいを招き入れ、中の賑わいがまちへ溢れ出る「まちの広場」を目指します。
- ・市民が自由に憩い、くつろぎながらも、新たな人々の交流や、新しい文化に触れる機会を得られる空間を目指します。
- ・展示スペースとホールの催しを有機的に関連付けることで、相乗効果を生み出す空間をつくります。
- ・地域での催し物やイベントなど非日常での使い方から、観光案内をはじめとする、多摩センター地区の魅力に関する情報を発信といった日常的な使い方まで、まちと一体的な利用ができ、活性化に寄与する空間を目指します。

■事務室

- ・館内の事務機能を担うスペースのほかに、市民活動参加者や市民サポーター・市民スタッフの作業、連絡、会合等のための拠点となる専用のスペースを設け、施設の運営に関わる様々な人が、互いに創造性を喚起し合いながら、チームとして取り組める空間を目指します。

■工作室

- ・市民が創作活動を行う上で、舞台芸術などで使う小道具や衣装といったものを制作できる空間とします。
- ・この他、学芸員と市民ボランティアが展示の制作などの活動ができる空間とします。

■屋外空間

- ・多摩中央公園・大階段・エントランスプラザといった屋外との接続を改善し、一体の回遊性を向上させるとともに、市民が立ち寄りやすく、入りやすい施設を目指します。
- ・新しく建設される予定の市立図書館本館をはじめ、グリーンライブセンターや多摩中央公園への導入口として、一体的な施設となる工夫を行います。
- ・大階段周りで市民が日常的にイベントなどを行うことを想定し、電源の整備を行います。

■博物館機能

- ・多摩市にしか残せない郷土の歴史や先人の思いを後世に引継ぎ、地域アイデンティティの向上、地域活性化など、市民による新しいまちづくりにつなげていくことが、パルテノン多摩の博物館機能の原点です。これを引き続き実現していくために、市民や市外の人が、多摩ニュータウン開発を中心に郷土の歴史を学び、魅力を感じる空間づくりを目指します。
- ・展示スペースを、学芸員や市民ボランティアが日常的に活動したり、市民の学習の場となったり、ミュージアムショップなどの機能を設置するなど工夫することで、博物館機能の基点となる空間をつくります。また、多摩ニュータウン開発をはじめとする、市民ニーズに応えた企画展示を行うほか、館内のいたるところで、博物館の展示や市民の創作展示及び活動等が行える仕掛けをつくります。
- ・多摩市における歴史・民俗・自然などを学び、研究する活動は、その人の生きがいとなり、よりよい社会の育成にもつながります。また、日常的に見える形で推進することは、他の人の興味関心も引き寄せることにつながります。これらのことから、学芸員や市民が様々な形で活動する場を大切にしていきます。
- ・博物館活動を支えている学芸員が持つ豊富な知識を、調査研究活動だけでなく、広く市民の学びにいかすことができるよう、アウトリーチ活動などの充実を目指します。
- ・パルテノン多摩にある収蔵庫は、市内で唯一、温湿度管理ができる機能があり、市の重要な資史料の保存のために必要なものです。収蔵庫内に入れるべきものを精査し、資史料の適切な保存を行います。
- ・文化財を有効に活用するにあたっては、教育委員会（文化財行政）との綿密な連携だけでなく、図書館や、民間、大学とも積極的な連携を図ることで、多摩センターの拠点施設であるパルテノン多摩の博物館として、人を惹きつけ、魅力を発信する役割を果たします。
- ・音楽、科学技術、文化遺産的価値を持つ自動演奏楽器については、これまでに一定の役割を果たしてきたことから、マジックサウンドルームでの展示は終了します。個々の自動演奏楽器については、文化的価値に鑑み、できる限り市内施設等での一体的な活用などを検討します。

(2) 多摩センター地域の活性化や健幸都市(スマートウェルネスシティ)につながるための機能

多摩市議会において附帯決議がなされたように、パルテノン多摩は、多摩センター地区が活性化する上で、とても重要な役割を担っています。多摩センター地区の魅力を高め、付加価値をつけるための施設となるには、施設の中だけではなく、多摩中央公園や周辺施設などとのつながりを重視した施設としていくことが必要です。この視点から、今回の改修では次のような取り組みを行います。

■子育て支援機能（4階西側エリア）

- ・このエリア全体は、子供たちや親子連れなどを主なターゲットとした、遊びの要素を取り入れた空間「カフェ&ライブラリーwithキッズ」と位置づけます。ここでは、小さな子どもたちへの読み聞かせや、小中学生向けの実験・工作教室、子育て世代の父母たちが集まる料理教室、高齢者の趣味を生かした昔遊びなど、日常的に人の集まる空間とします。
- ・このエリアには、子育て支援のプロフェッショナルを配置した子ども広場として、子どもとその保護者がくつろぎ楽しむだけでなく、気軽に出来る子育てに関する相談や一時預かり等の事業を行うなど、施設や地域の魅力を高め、周辺の賑わいの創出にもつながるスペースを設けます。
- ・このエリアは、多摩中央公園側の玄関口になります。居心地のよいカフェスペースがあり、公園に遊びに来た子どもたちから、散歩途中の高齢者の方まで、多様な世代がくつろげる空間とし、交流の生まれる働きかけを行います。
- ・市民や企業等との協働により、多摩センター地域ならではの個性や独自性がある空間とすることで、多摩センター地域活性化につなげることを想定します。
- ・西駐車場からパルテノン多摩・図書館の両方へアクセスしやすいような誘導化を行い、回遊性の向上に寄与することを目指します。
- ・これらの子育て支援機能の充実化と多様な世代の空間づくりを両立させることで、子育てに対する孤独感や負担感の緩和や、子どもの健やかな成長を地域で支えることにつながり、子育て・子育てをみんなで支え、子どもたちの明るい声がひびくまちづくりに寄与することを目指します。

■図書館連携

- ・新しい市立図書館本館は、多摩中央公園内のパルテノン多摩と近接する位置に建設される予定です。それぞれの施設の利用者が行き交う仕掛けをつくり、相乗的な相互連携を行うことにより、「知の地域」創造の具体化を進め、賑わい活性化を実現します。
- ・施設連携としては、パルテノン多摩が持つ、子育て広場や中～大規模の集会機能等を図書館と共用することにより、一体的な施設として相乗的な活用を行うとともに、市民サービスを確保した上で、コストの低減、省スペース化の実現につなげます。
- ・機能連携としては、それぞれの持つ資料等の情報はそれぞれ専門的に深めた上で、互いに情報の共有化を図り、パルテノン多摩で図書館本館の資料の検索ができたり、図書館本館でパルテノン多摩の史料や演劇脚本を検索できたりするなど、市民から見た情報の奥行きを広げ、それぞれのレファレンス機能の向上を図ります。また、パルテノン多摩が持つ、調査・研究・保管・実物の照会という機能と、図書館が持つ、市民が必要な情報・資料を探す支援という機能を連携して活用することで、市民の「知りたい」「学びたい」「創造したい」要望に応えていく取り組みを行います。
- ・事業連携としては、図書館司書と学芸員（パルテノン多摩及び教育委員会文化財担当）による共同アウトリーチ事業の展開や、共通のテーマに基づいた展示活動などを行い、市民にとってよりよい学びにつながる場をつくります。また、パルテノン

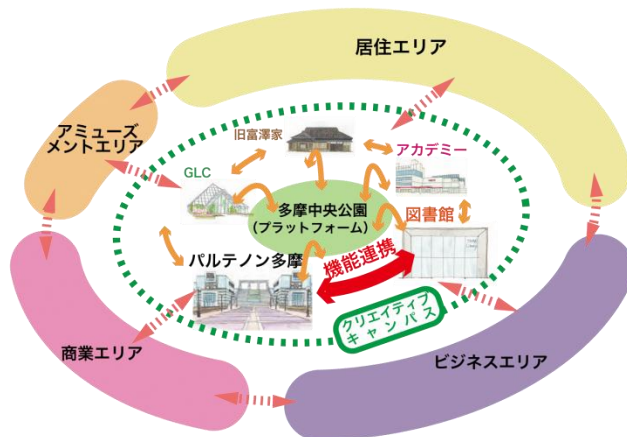
多摩で、図書館の絵本の読み聞かせや講演会を開催したり、図書館でミニコンサートを開催したりするなど、事業プログラムの一体的な展開を行います。

- ・上記の取り組みにより、市民が学びや人との交流の中で、互いに多様性を認め合い、自己肯定感を醸成し、主体的に行動へと結びつく「健幸的な生活」を実践しやすい環境づくりに寄与することを目指します。

■多摩中央公園が一体化した賑わいの創出

- ・パルテノン多摩が多摩センター地区の魅力を高め、付加価値をつけるためには、施設の中で連携した事業運営を行うだけではなく、多摩中央公園や周辺施設とのつながり、それぞれの施設の利用者が行き交う仕掛けをつくり、相乗的な相互連携を行うことにより、多摩中央公園・多摩センター地区に創造的な回遊性を生み、賑わい活性化を実現していく必要があります。下記に記した項目については、今後具体化に向けて検討していきます。
- ・パルテノン多摩が図書館本館と共に主軸となり、一体的に多摩中央公園を活用できるようなしくみづくりに取り組みます。
- ・1つの施設を訪れた人が、他の施設へも行ってみたいくなるような情報発信を各施設で積極的に行うことで、人々の新しい流れの創出に取り組みます。
- ・多摩中央公園の一体的な活用だけでなく、多摩センター地区にある様々な団体や企業と、事業から施設の活用まで幅広い視点で連携し、文字通り一体となって多摩センター地区全体のさらなる賑わいの創出に取り組みます。
- ・これらの取り組みにより、市民が集い、健康で幸せを実感できる健幸まちづくりに寄与します。また、地域経済の活性化やまちの活力を促進させ、市の内外から人々が集い・働く・活気と魅力溢れるまちづくりに寄与することを目指します。

多摩センター地区及びクリエイティブキャンパスのダイアグラム



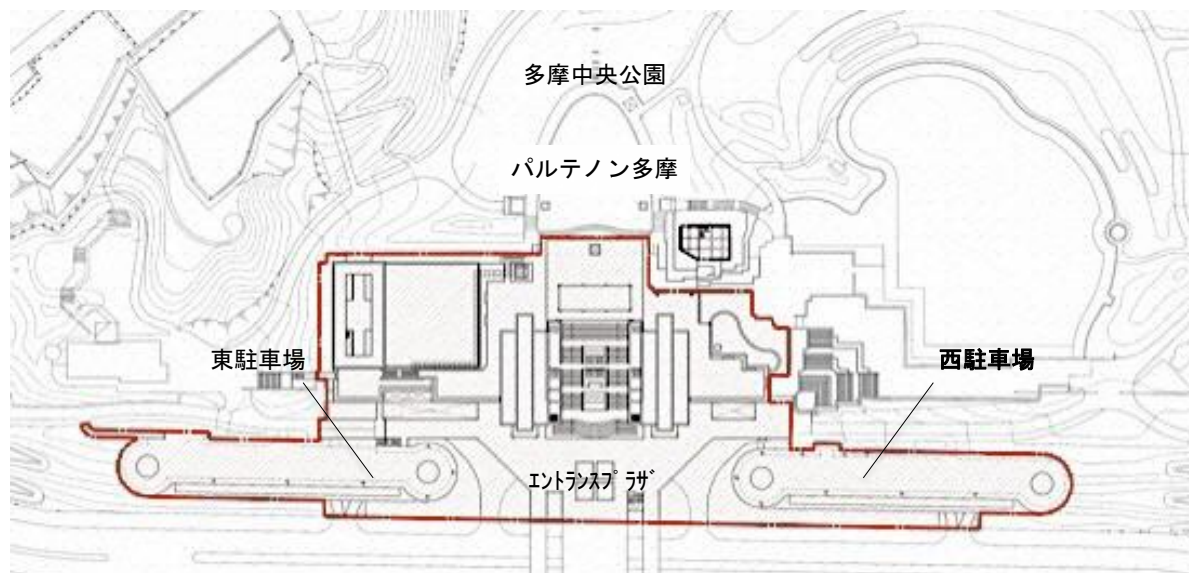
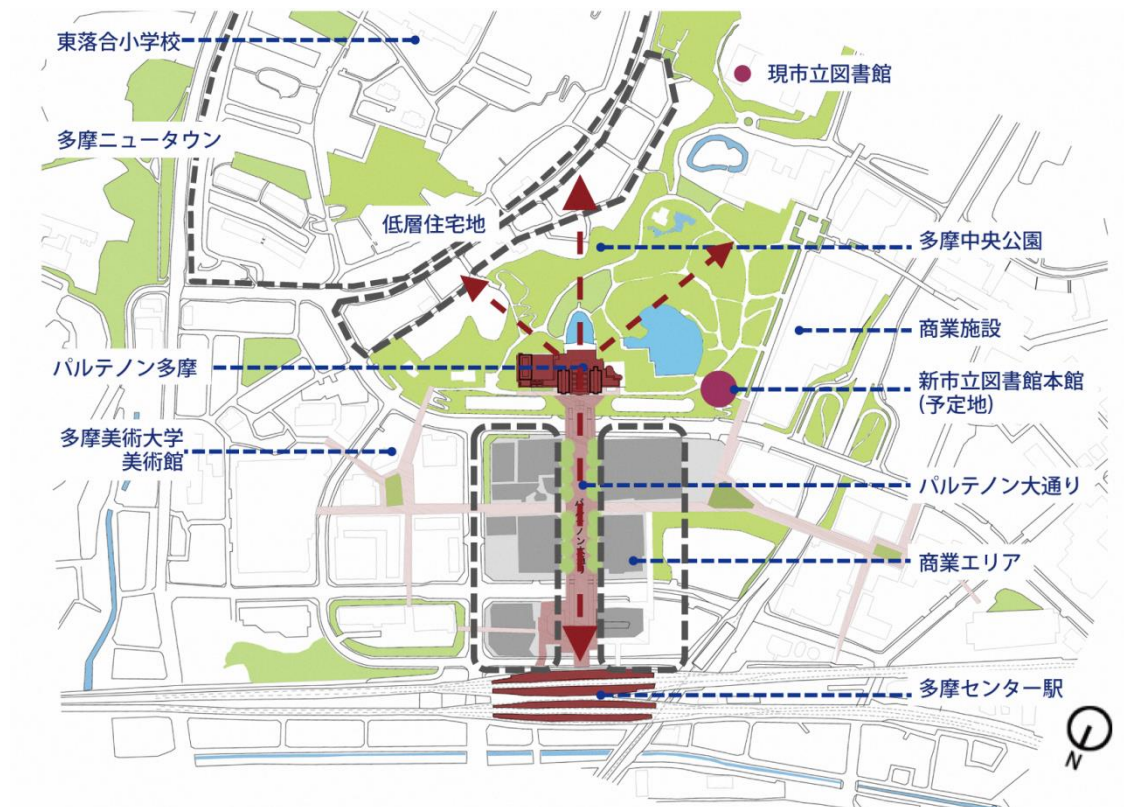
*このダイアグラムは、多摩市立複合文化施設改修と条件整理及びアドバイザー業務報告書において、専門家より提言されたものです

多摩中央公園の周辺には、パルテノン多摩、図書館、グリーンライブセンター、旧高澤家、アカデミーヒルズという、高度な文化的・学術的サービスがあります。これらが互いに結び合わさることで、大学のキャンパスのような創造的な場所が多摩センターの中心に生まれ、多摩センター地区、および市域全体に地域文化を創造する回遊性が生まれます。多摩市民が創造性を育て、発揮していく「文化と学びのキャンパス」(＝クリエイティブキャンパス)のような場となることを目指します。

第3章 パルテノン多摩の改修計画

1. 施設の概要及び対象範囲

今回の改修工事の対象範囲は、多摩中央公園内のパルテノン多摩、多摩市立多摩中央公園内駐車場（東駐車場・西駐車場）、エントランスプラザです。



	パルテノン多摩	東駐車場	西駐車場	エントランスプラザ
竣工年	昭和 62 年	昭和 62 年	昭和 62 年	昭和 62 年
建築面積	7,100.99 m ²	1,766.84 m ²	1,725.62 m ²	1,671.72 m ²
延床面積	15,283.57 m ²	2,993.75 m ²	2,962.54 m ²	1,671.72 m ²
構造	SRC造	RC造	RC造	RC造
用途	公会堂、博物館	駐車場	駐車場	
階層	地上5階・地下1階	2階	2階	

2. 改修の方針

本基本計画策定にあたり、「多摩市立複合文化施設 改修方針」、「多摩市立複合文化施設等大規模改修工事 基本計画策定委員会報告書」「多摩市立複合文化施設改修与条件整理及びアドバイザー業務報告書」、「パルテノン多摩の改修概要（案）」「平成 29 年 10 月 30 日パルテノン多摩・周辺施設整備等特別委員会提案に対する市の考え方」「議会提案検討案」等の基本計画策定に至る検討を踏まえて、他の行政計画・関連法規との整合をとり、改修の計画としました。

さらに、直近の文化芸術基本法の改正や、文化芸術推進基本計画に関する閣議決定などを踏まえて、文化芸術がその固有の意義や価値に加えて、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野にも影響を及ぼす「多様な価値」を持つことを念頭において、幅広く市民の社会参加への機会を開く場となるよう、この改修の方針を立てました。

なお、本方針の策定にあたっては、専門家の助言を踏まえて、以下の3つの視点に基づき、改修項目を検討しました。

- ・施設を長寿命化させるために必要な、今回の大規模改修に伴う長期休館中しか行えない改修項目は、やり残さないこと
- ・限られた改修費用の中で最大限の効果を発揮すべく、優先順位に沿った改修を行うこと
- ・改修工事費の視点と、改修後の管理運営費（ランニングコスト）の視点を総体的に捉えた費用（トータルコスト）を低減させること

■劣化改修

竣工後の時間の経過に伴う機能・性能の低下を、開館当時の水準に回復させ、将来にわたり本来の機能を維持しながら、安定して施設を利用し続けるための改修をいいます。

劣化改修は、今回の改修計画の過半を占める改修であり、劣化した既存の建材・設備の撤去と更新により全体の工事費の中でも大きな割合を占めます。

施設を改修後も使い続けていくためにも、早急に対策が必要であり、現地調査や修繕履歴等の他、劣化診断報告書や指定管理者へのヒアリング結果をもとに、必要な改修を行います。

■安全性向上（現行法規への適合）

今後も市民が安心して施設を利用し続けられるように、現行の建築基準法の既存不適合部分を改修し、従前に比較して安全性の向上を図ります。

具体的には、平成 23 年の東日本大震災を機に制定された建築物の天井脱落対策等、開館以降に制定された法規類に適合するよう整備を行います。

■バリアフリー化（現行法規、指針への適合）

多摩市福祉のまちづくり整備指針や東京都バリアフリー条例の適合化に加え、障がい者や高齢者、子育て中の人、外国人など、全ての市民が利用しやすい施設とするため、可能な限りの配慮をして整備します。

具体的には、舞台への動線や、トイレの入口など、現行の水準に達していない箇所について必要なバリアフリー化を行うほか、経年劣化した誘導ブロック等を補修し現行基準に適合させるなどの整備を行います。また、情報を得ることが困難であっても、誰もが必要な情報を入手できる、情報のバリアフリー化についての対応も行います。

■標準性能の確保

現在の文化施設に必要となる標準的な性能を満たす整備や、使用状況も勘案した整備を行います。さらに、設備機器や操作方式を最適化することで省エネ化を図ります。

- ・文化芸術基本法や文化芸術推進基本計画（平成 30 年 3 月閣議決定）等で求められている、社会参加の機会を開く社会包摂の機能、コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能として、市民が気軽に滞在し交流可能な空間を整備します。
- ・アトリエ・和室などは、社会状況の変化等によるニーズに対応するよう、用途や仕様、間仕切り等の見直しを行います。
- ・大・小ホールに隣接する諸室の遮音・防音性能を向上することで改善を図ります。
- ・トイレや授乳室等について、多世代の利用に配慮した整備を行います。
- ・ホールの客席上部の照明を LED 化するなど、各種設備（空調・電気）は、省エネに配慮した機材を導入します。
- ・諸室ごとに効率的に調整可能な個別空調の導入を検討します。

■機能及び利便性の向上

施設利用の需要動向から、さらに多くの市民利用を促進させる改修を行います。また、文化芸術の持つ多様な効果を活用するべく、施設機能を変更・追加することにより、施設としての利用価値の向上を行います。

- ・新たな機能として子育て支援機能を付加し、親子が憩いやすい空間や、子育て世代の育児相談などの支援が行えるような整備を行います。
- ・練習室の需要に応えるため、各施設の用途や仕様等の見直しを行います。
- ・多摩センター地域の回遊性の創出及び近隣住民の利便性向上のために、エレベーターの有効活用の工夫を行います。

- ・多摩中央公園や隣接する市立図書館本館と相互連携を図り、民間活用を含めた賑わいの創出、利用率の向上による文化芸術創造の振興、ひいては地域全体の活性化を目指した整備を行います。

3. 工事概算・ランニングコスト

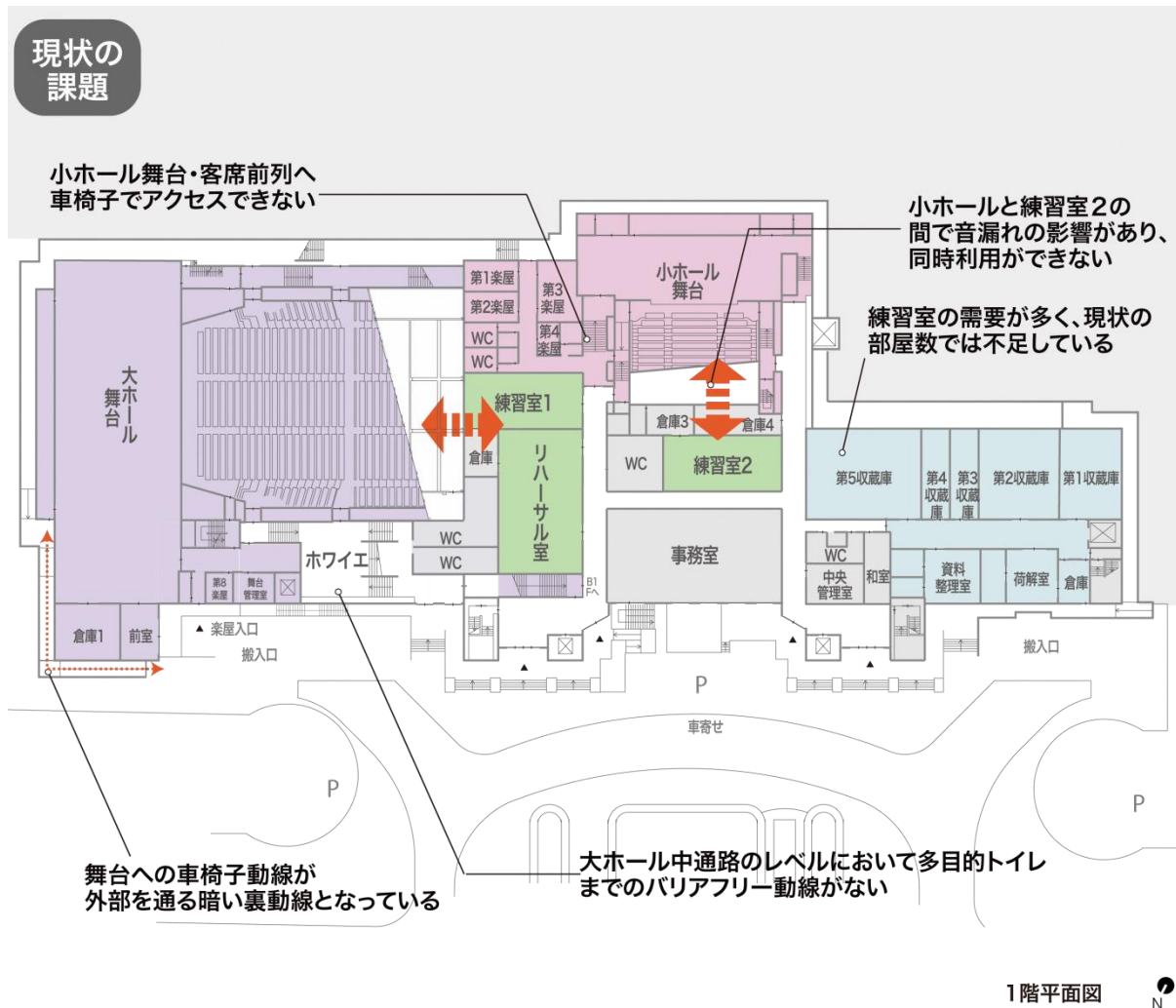
基本計画段階における本改修工事の総事業費（備品購入費・備品運搬費等は除く）は、平成28年10月にお知らせした概算から、改修項目を見直し、低減を図る一方で、市民ワークショップの成果や専門家の意見を反映した、舞台バトンの電動化や、諸室の多目的化など、これから「30年活用していく文化施設」として必要となる標準機能を勘案し、優先順位をつけ、改修項目を再整理しました。その結果、現時点での総事業費概算は約80億円となりました。今後より具体的な設計作業を進め、概算の精度を高めると同時に、総事業費の可能な限りの低減を念頭に進めていきます。

事業費の財源としては、都市計画決定されている公園、道路の改修や新設など、都市計画事業にのみ充てることができる都市計画税を充当する予定です。この都市計画税を活用することにより、福祉・教育等、市が実施している他の事業に影響を与えることなく、改修を行うことができます。都市計画税を活用するには、東京都から本改修事業について都市計画事業認可を受ける必要があるため、現在、東京都と協議を進めています。

また、ホールの客席空調の効率化や、舞台設備を始めとする多くの特殊な設備機器を中心にメンテナンス性に優れた製品に更新することなど、ランニングコストの低減を重視し、中長期的視点をもった整備を行います。

4. エリアごとの改修計画

パルテノン多摩に求められる機能と、改修の方針に基づき、各階の現状の課題と改修のポイントを次ページ以降に示しました。ここで示しているものは改修のイメージであり、今後の設計段階において、面積や配置などをより具体化していきます。



練習室・リハーサル室

- 練習室1・練習室2・リハーサル室は、それぞれに音漏れの課題があります。
- 練習室利用の需要が高いため、部屋数を増やして欲しいという要望があります。
- 部屋ごとに、様々な用途に応じた空調の制御ができません。
- 練習室利用者の付き添いの方のための待合スペースがないという課題があります。
- 更衣室がないため、廊下で着替えを行わざるを得ない課題があります。
- 練習室の連日利用の際に小道具と収納保管できるスペースが少ない問題があります。

收藏庫・荷解き室

- 收藏物を整理し、適正な場所で管理することで、收藏庫の有効活用の検討を行う必要があります。
- 資料整理室や收藏庫前通路等の活用方法を検討する必要があります。
- 荷解き室内のクレーンは、現在故障等の理由から利用されていません。

事務室・管理諸室

- 当初の目的で使用されていないスペースがあり、他の用途に変えるなど改善が求められます。
- 現在のスタッフの人数に対して、事務室が広すぎる問題があります。

**改修の
ポイント**

「市民の誰もが互いに協働し、
多様な創作活動が行われる場をつくります」

小ホール舞台⇄客席前列⇄楽屋間を
車椅子でのアクセスが可能



1階平面図



■館内外の動線をバリアフリー化します

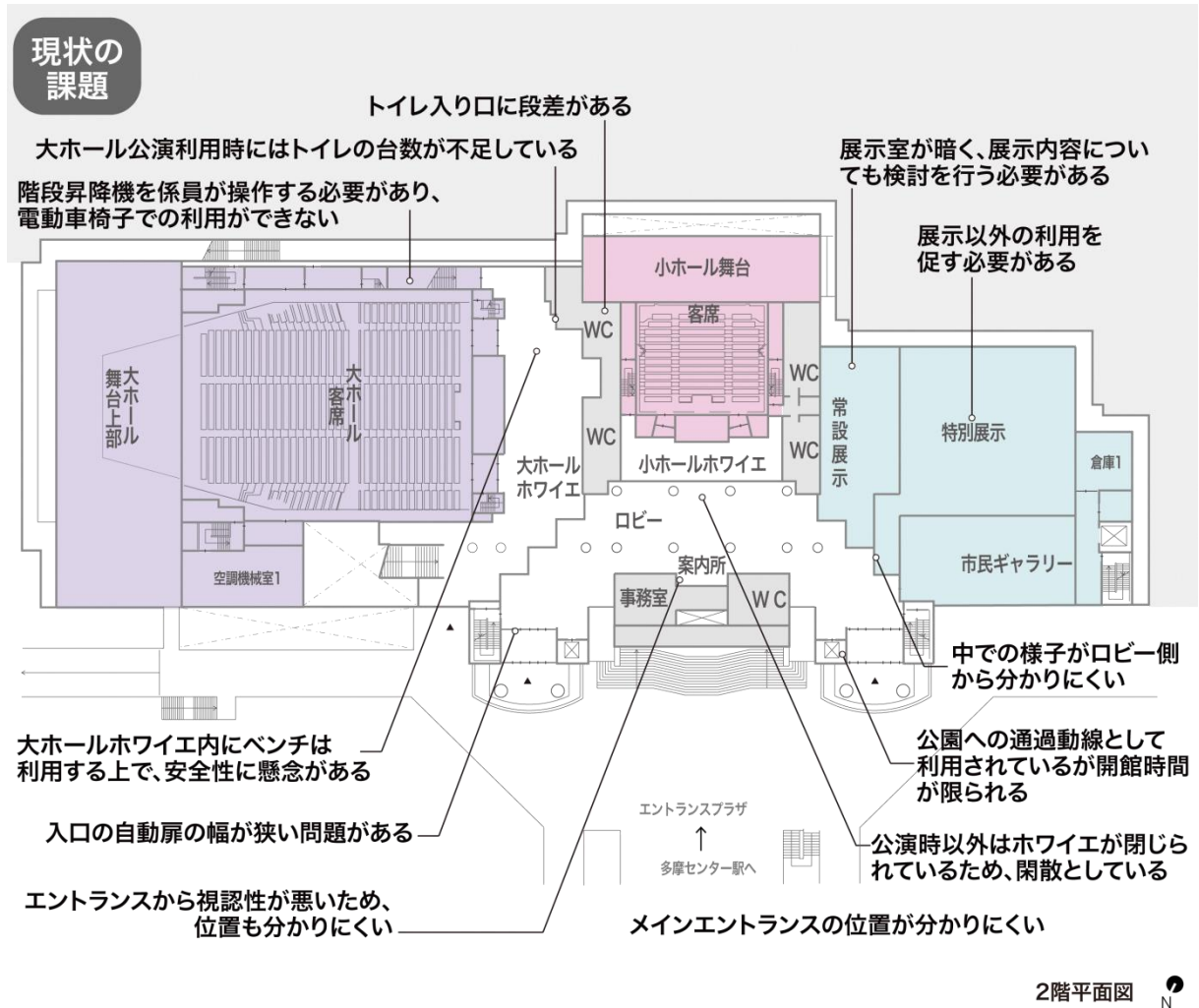
- バリアフリーに配慮し、誰にでも使いやすいエントランス(明るさ確保・バリアフリー化・多目的駐車場)を整備します。
- 車椅子利用者をはじめ、だれでも大・小ホール舞台・客席・楽屋へアクセス可能な計画とします。

■利用者ニーズに対応し、標準的性能の向上を図ります

- 第1・2練習室・リハーサル室の防音性能の向上を図ります。
- 練習室・リハーサル室を利用形態に合わせ、空調の設定を変更できるような整備を行います。
- 練習室エリア利用者の更衣室を新設します。
- 共用スペースを待合スペースなどに配慮した計画とします。
- 楽屋入口を出演者の動線として工夫します。

■多様な創作活動を行う(サポートする)場を増やします

- 練習室の需要が高いことから、収蔵品の整理を行い、第5収蔵庫を改修します。
- 工作室は、工作・美術制作・ワークショップなど、市民が日常的に利用できる場所とします。
- 市民協働室は、市民スタッフが職員と一緒に活動する拠点となるようなスペースに整備します。



大・小ホールホワイエ・ロビー

- 大・小ホールの公演時に利用者が集中することで、人が混雑し、スペースが不足する問題が起きています。
- 人が滞在できる場所が乏しく、施設のエントランスとして、待機・くつろぎ・交流する場の整備が求められます。
- 授乳室・WC・ロッカーの整備など多世代利用に配慮した改善が求められます。
- 大ホールビューフェコーナの運用頻度が低い問題があります。
- 大ホールホワイエ内にベンチの高さがあり、子供が落ちるといった安全性の懸念があります。

歴史ミュージアム(常設展示)

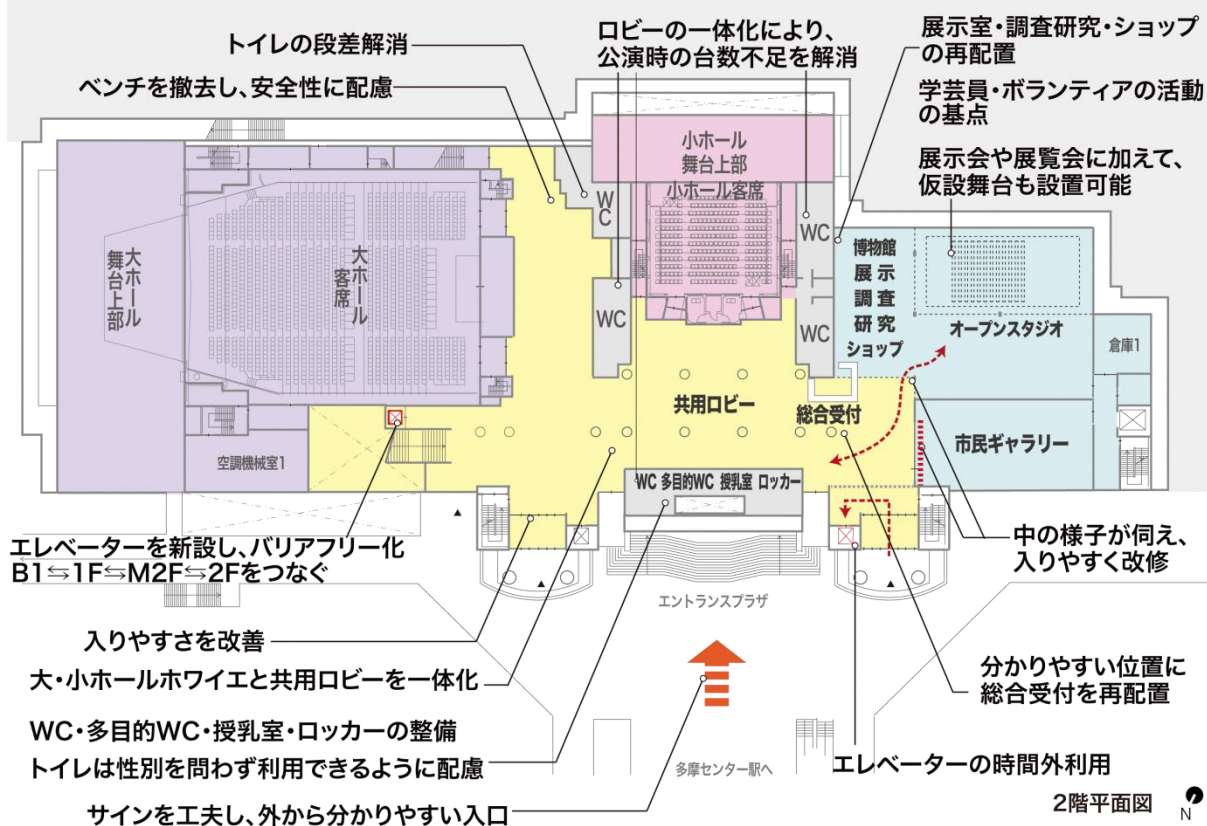
- これまで実施した史資料の蓄積や多摩ニュータウン関連資料などを、より多くの人に提供する必要があります。
- 展示が固定化しやすく、リピーターに繋がらない現状があります。

市民ギャラリー・特別展示室

- 市民ギャラリー・特別展示室ともに利用頻度はそれほど高くなく、今以上に様々な利用を促す改善が望まれます。
- 展示用可動壁の保管について省スペース化の工夫、改善が必要であり、展示以外にも利用の幅を広げる必要があります。
- 特別展示室は部屋が広く、天井が高いため、利用者自らセッティングするのは負担が大きい問題があります。

**改修の
ポイント**

「様々な目的で訪れる人が
出会い・居場所をつくり、相互交流を育む場をつくります」



■分かりやすいエントランスによって、施設内外をスムーズにつなぎます

- 駅を中心とした外からの来館者にとって分かりやすいエントランスとします。
- エレベーターの時間外利用が可能な計画とし、ペDESTリアンデッキと多摩中央公園の動線をスムーズに結びます。
- 共用ロビーは、ホワイエ・市民ギャラリー・オープンスタジオなどの中の様子が伺え、ひとつつながりのオープンな空間として整備します。

■様々な人が訪れ、自ずと交流が生まれる雰囲気をつくります

- 近年の文化芸術推進基本計画等では、コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える役割を有するとされており、パルテノン多摩も市民交流の居場所となる場を目指す必要があります。
- ホワイエと一体化された共用ロビーは市民に開放され、ラウンジ・屋台カフェ・仮設イベントなどの様々な使い方ができる空間として整備します。
- フレキシブルな利用を促し、公演時にはトイレをシェアすることで、現況のトイレ台数不足を解決します。
- パルテノン多摩で行われる催事や内容に連動させることを検討し、図書館資料の企画展示を開催するなど、館同士の相乗性を高め、相互連携を図ります。

■自由で活気のあるオープンスタジオによって、相互交流を育む空間を目指します

- 展示会や展覧会に加えて様々な利用形態に対応できるように、舞台設備を取り付け可能な天井グリッドパイプ、壁面に暗幕カーテン・鏡・技術ギャラリーの導入を検討します。
- 部屋が貸出されていないときは、新たに演劇、舞踊、音楽を楽しみ、身体を動かし、発声練習やダンスパフォーマンスなども行えるような整備を行います。
- 展示スペースは、ニュータウンをテーマにした展示機能を中心にフレキシブルに利用できる空間に改修します。
- 調査・研究スペースは、学芸員ボランティアが作業・研究が行え、活動が見えるよう共用部に近い位置に配置します。
- ICT等の活用により、展示の省スペース化を図り、魅力のある空間を目指します。
- 展示室以外にも、館内の様々な場所での展示ができるよう工夫します。



共用部

- ベビーカー置場や授乳室などの、子育て世代に配慮した共用部の整備が求められます。
- 館外からの入口が分かりにくいという課題があります。
- 大階段や公園側から館内の様子が分かりにくく、やや閉鎖的な印象となっています。
- 館内の見通しが悪いため、諸室の位置が分かりにくいという課題があります。
- 諸室が壁で閉ざされているため、中の様子が共用部から分かりにくいという課題があります。

マジックサウンドルーム

- 維持・管理に多大なコストがかかるので、開館時間を制限するなど工夫は行っていますが、利用者が限定されており、今後の活用方法を検討する必要があります。

会議室・和室・学習室・アトリエ

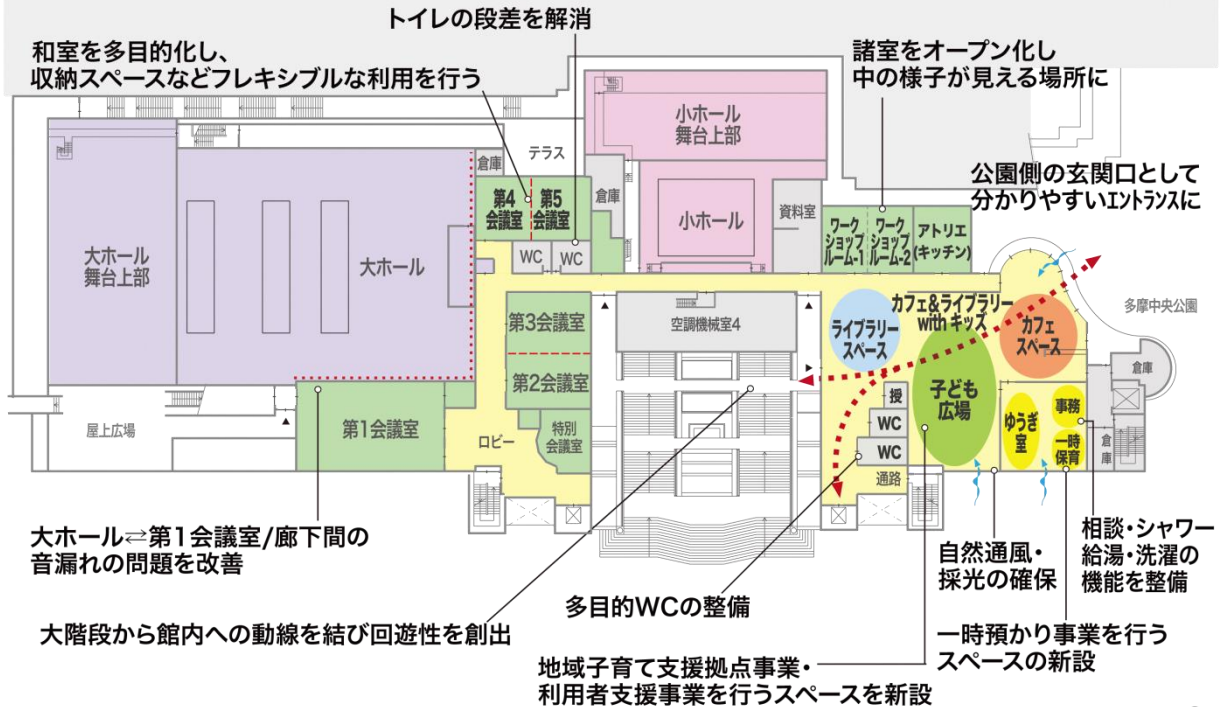
- 会議室は稼働率改善のために、用途変更や利用ルールの見直しを行うことで、自由な使い方が求められます。
- 空調に関する改善の要望があり、個別空調の導入が望まれています。
- 諸室ごとに利用状況の違いがあり、現在あまり利用されていない部屋もあります。

キッズファクトリー

- 様々な活動が行われ、利用はされていますが、利用者層が限定化されており、より多くの市民に活用される場となるような改善が必要です。
- バックヤードの部分にあたる研究室などには、あまり利用されていないスペースがあり改善が求められます。

改修のポイント

「子育て世代の社会参加を促し、
市民の居場所と多世代交流の場をつくります」



■未来の担い手である子育て世代が、安心して過ごせる場所を目指します

- 子どもや保護者に魅力的なスペースとして、ゆうぎ・相談・更衣・シャワー・洗濯・給湯などの機能を整備します。
- 子供及びその保護者等、または妊娠している方も含めた利用者に対して、教育、保育、保健、その他の支援事業を行います。
- 子育て中の方も安心して文化活動を楽しめるように、一時預かり事業などができるスペースを整備します。
- 地域の親子の交流を促進する場を設置し、子育ての不安感の緩和・健やかな育ちを支援します。
- 多目的WC・授乳室・ベビーカー置場を整備し、乳幼児を持つ親が安心して利用できる環境を整えます。
- 子供向けや生活文化に関する配架を行い図書館との連携を促します。

■劣化改修・現行法規に適合させ、更なる市民利用を促します

- 大ホールと第1会議室・廊下間の音漏れについて、遮音性能の改善を行います。
- トイレの入口部の段差を解消します。

■館内外の動線をスムーズに結び、市民の居場所をつくる

- 公園や大階段などの館外から、館内に入りやすい入口を整備します。
- 多摩中央公園側に面するカフェ&ライブラリー with キッズについては、間仕切りを再編し、開放的な空間に改修します。
- キッズファクトリー・マジックサウンドルーム・学習室の用途を変更し、明るく賑わいが感じられる空間に改修します。
- 会議室などの諸室は、壁面(建具)を見直し、室内の様子が分かるような改修を行います。
- アトリエは壁面収納可能なキッチンを導入など、水まわりの整備を行います。
- 利用が少ない和室を、様々な利用ができる空間に改修します。